

## 令和 6 年度からの変更点等について

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成 13 年 5 月 31 日付環水企第 92 号）の通知等に基づいて変更している。以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

### 公共用水域

#### 奈良県

##### (1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目：要監視項目（農薬・有機化合物 18 項目）

調査地点：令和 7 年度はみどり橋、秋篠川流末、神道橋、岩崎橋（3 年ローリング）

調査項目：底質(PCB)

調査地点：令和 7 年度は吐田橋、保田橋、小柳橋、枯木橋、だるま橋（3 年ローリング）

##### (2) 健康項目重点化地点による測定回数の変更

調査地点：立石橋、中山川流末、鰻守川流末

調査項目：カドミウム、鉛、ひ素、セレン、ほう素

調査回数：4 回→1 回

※過去 10 年間で基準値の 1 / 2 以上を上回る検出例がある地点・項目において、季節変動及び傾向を掴むために重点化を実施するもので、該当しない地点については、調査回数を年 1 回とする。

##### (3) 新宮川水系の 2 地点で新たに PFOS 及び PFOA を測定

調査項目：要監視項目（PFOS 及び PFOA）

調査地点：二津野ダム取水口、小口橋

#### 奈良市

変更なし

#### 国土交通省

##### (1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目：健康項目（18 項目）

調査地点：令和 7 年度は猿谷ダム湖取水口（2 年ローリング）

##### (2) 測定回数の見直し等

河川水質調査要領に基づき見直し。概要は別紙のとおり。

### 地下水

#### 奈良県

##### (1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5 年ローリング）

(2) 継続監視調査

調査地点

追加地点：生駒市（D-3）鉛

（令和 6 年度概況調査にて環境基準値を超えて検出されたため）

香芝市（B-14）鉛

（令和 6 年度概況調査にて環境基準値を超えて検出されたため）

終了地点：香芝市（B-14）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

（令和 6 年度概況調査にて環境基準値内であったため）

葛城市（B-16）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

（令和 4～6 年度継続監視調査にて 3 年連続で環境基準値内であったため）

奈良市

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5 年ローリング）